

大学基準協会は専門分野別評価といかに向き合うべきか

工 藤 潤

公益財団法人大学基準協会
事務局長

[キーワード]

機関別認証評価、専門分野別認証評価、国際認証、プログラム・レビュー、内部質保証

はじめに

科学技術の急速な進歩や社会・経済のグローバル化の進展等に伴い、大学は、グローバル時代に対応した新たな知識や専門的能力を持った人材を社会に輩出していくことが求められている。そのために大学は、各課程修了時に修得が期待される学習成果を明確にし、こうした学習成果を修得させるための教育活動を展開し、国際的に信頼性のある学位を授与していくことが重要課題とされている。同時に、学位の質保証を行う上で、第三者による専門分野別評価を実施していくことが必要であるとの指摘もなされている。

ところで、2004年から開始された認証評価制度は、大学、短期大学及び高等専門学校を評価する機関別認証評価と専門職大学院認証評価の2種類の評価システムを運用することでスタートした。認証評価制度導入の基礎となった中央教育審議会「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」（2002年8月）では、機関別評価を「大学全体を組織体で評価」すること、専門分野別評価を「大学の専門性を様々な分野ごとに評価」することと位置付け、専門分野別評価については、将来的には多様な分野で行われる必要があるとの認識を示しつつも、直ちに多くの分野で専門分野別評価を実施することは現段階では

困難であるとして、当面、法科大学院等の専門職大学院から開始すべきことが提言された。

現在、いくつかの分野で第三者による専門分野別評価の要請が高まっている。すでに、理工系分野で評価・認定している日本技術者教育認定機構や薬学の分野で評価・認定している薬学教育評価機構などが、法令に基づく認証評価制度とは別に実施している。また、医学の分野では日本医学教育評価機構が、また獣医学の分野では大学基準協会が、それぞれ本格的に専門分野別評価に着手しようとしている。

本稿では、わが国に本格的に第三者による専門分野別評価を導入した場合、専門分野別評価は機関別評価とどう差異化を図るべきか、また、認証評価制度において専門職大学院以外でも専門分野別評価の必要性を指摘しているが、その制度の枠組みの中で専門分野別評価を導入するとすれば何が課題となるか、さらに、大学基準協会は専門分野別評価と今後どう向き合うべきかなどについて述べてみたい。なお、本稿は、大学基準協会の公式見解ではなく、個人的立場で論じたものであることをあらかじめ申し添えたい。

機関別評価及び専門分野別評価の評価視点の違い

これまでの政府審議会答申において、大学の評価を機関別評価と専門分野別評価に分類し、そのことに言及したのは中央教育審議会「大学の質保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」（2002年8月）が最初であろう。ただし、具体的に踏み込んで定義付け

しているわけではなく、冒頭述べたように、機関別評価は「大学全体を組織体として評価」すること、また、専門分野別評価は「大学の専門性を様々な分野ごとに評価」することと、単に位置付けているだけである。中央教育審議会以前の答申では、大学審議会「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（答申）」（2000年11月）において、教育の質的向上を図るための評価に言及し、透明性・客観性の高い第三者評価の必要性を指摘する一方、わが国の大学教育の国際的な通用性・共通性の向上や国際競争力の強化を図る上で、各種専門職業教育のアクレディテーション・システムの導入が必要であることにも言及し、国際的通用力が求められる分野の評価システム構築の必要性が指摘された。この答申以前の大学審議会答申においては、機関別評価・専門分野別評価という分類ではなく、教育評価・研究評価という分類でその必要性が指摘されてきた。このように、機関別評価及び専門分野別評価に関して踏み込んだ定義付けは、これまでの政府審議会答申では特段見られなかったといえる。

では、機関別認証評価と専門分野別認証評価（専門職大学院認証評価）に分類した認証評価制度では、それぞれどのように棲み分けられているのか。認証評価導入時に、認証評価機関が評価を実施する上で必要な事項を定めた「学校教育法第十條第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」（以下、「細目省令」という。）では、機関別認証評価及び専門職大学院認証評価のそれぞれにおける評価基準に盛り込むべき事項を示した¹。なお、この細目省令では、機関別認証評価及び専門職大学院認証評価のいずれにおいても、「教員組織」、「教育課程」、「施設及び設備」及びその他の「教育研究活動」を評価基準に盛り込むべきと定めたが、この4項目をそれぞれの評価システムにおいてどのような視点で評価するのかまでは細目省令で定められていない。この点については、認証評価機関の裁量に委ねられているのだろうか。しかし、専門職大学院を単体で設置する大学は、7年以内ごとの機関別認証評価においても、5年以内ごとの専門職大学院認証評価においても、ややもすれ

ばこの4項目で重複した内容の評価を受けることになりかねない。認証評価制度を導入するにあたり、機関別認証評価と専門分野別認証評価の整理が十分なされないまま認証評価制度が導入された感は否めないのである²。両者を明確に区別することは容易ではないとはいえ、評価する側、される側の負担を軽減する観点からも、ある程度の整理が必要であったのではないか。

（1）大学基準協会の認証評価における機関別・専門分野別の評価の視点

大学基準協会では、機関別認証評価と専門職大学院認証評価の両方を実施しているが、両評価システムにおいて一定程度の重複は見られるものの、ある程度の棲み分けを行って評価にあたっている。その点について、大学基準協会の機関別認証評価の評価項目と専門分野別認証評価、特に経営系専門職大学院認証評価の評価項目を比較し、両評価の特徴を確認してみたい。ただし、紙幅の関係からすべての評価項目の比較を行うことはできないこと、また、より専門性が問われる評価項目において比較した方が機関別・専門分野別の違いが明確になることが想定されることから、ここでは「教育課程の編成」に関する評価項目を比較する。

機関別認証評価では、大学または学部・研究科が定めた教育課程の編成・実施方針と、開設授業科目を含む教育課程との整合性について点検・評価を大学に求めている。また、大学基準協会側は、この整合性が客観的根拠を持って証明されているかを確認することを通じて、間接的に「教育課程の編成」の適切性を評価することを本旨としている。

他方、経営系専門職大学院認証評価では、「教育課程の編成」については「企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成されていること」の点検・評価を大学に求め、大学基準協会側の評価においても、上記に示したような当該分野の人材養成において共通的に求められ

表1 「教育課程の編成」に関する評価項目の比較

機関別認証評価		経営系専門職大学院認証評価
評価項目	評価の視点	
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な授業科目の開設状況 ・順次性のある授業科目の体系的配置 ・専門教育・教養教育の位置づけ ・コースワークとリサーチワークのバランス 	<p>2-2 理論と実務の架橋教育である点に留意した教育課程の編成・実施方針を立て、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっていること。</p> <p>(1) 経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命である、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成されていること。</p> <p>(2) 経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置されていること。</p> <p>(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮されていること。</p> <p>2-3 社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。</p> <p>2-4 固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。</p>

る専門知識、汎用的スキル、態度等を修得し得る授業科目の開設と体系的教育課程の編成になっているのか、これらを直接的に評価することとしている。

このように、「教育課程の編成」の評価では、機関別認証評価では間接的手法をとり、また、専門職大学院認証評価では直接的手法をとっており、機関別評価と専門分野別評価のそれぞれの特徴が確認できる。

(2) 欧州高等教育質保証協会（ENQA）の調査結果にみる機関別・プログラム別の評価項目について
機関別評価及び専門分野別評価の評価項目に関して、欧州高等教育質保証協会（ENQA）から、興味深い調査結果が示されている³。これは、2008年にヨーロッパ諸国の質保証機関に対して、質保証手続全般に関して行われたアンケート調査結果で、以下に示したグラフはその一部である。なお、同グラフは、報告書に掲載されているデータをもとに筆者が改めて作成したものである。

このアンケート調査は、質保証機関が機関別評価を行っている場合、またはプログラム評価を行っている場合の評価項目について、その重要度を示したもので

ある。重要度については、「極めて重要」「重要」「ある程度重要」「あまり重要でない」「重要でない」の5件法を採用している。なお、アンケートに対する回答は、ヨーロッパ地域の43機関から寄せられた。

調査結果を見ると、機関別評価では、特に「内部質保証の手続」「使命・目的」「大学運営、組織機構」「教員の資格要件（専門性・教授力）」「施設・設備」の項目に関して、8割以上の質保証機関が重要度が高い項目に位置付けている。

また、プログラム評価では、「教員の資格要件（専門性・教授力）」「施設・設備」「内部質保証の手続」「使命・目的」の項目に関して、機関別評価と同様、重要度が高い項目とされているほか、「カリキュラム・シラバス」「学位プログラムの学問構造」「学習環境」「教育方法・学習方法」「学生に対する学習支援・生活支援」「卒業時の学習成果の適切性」などの項目についても8割以上の質保証機関が、重要度が高い項目と回答している。

機関別評価及びプログラム評価において重複している項目もある程度見られるものの、プログラム評価については、実際の教育・学習の条件整備、教育・学習

の活動状況、成果などに焦点を当てることが重要であると捉えていることがわかる。なお、重要度において両評価において重複している「教員の資格要件（専門性・教授力）」「施設・設備」「内部質保証の手続」「使命・目的」に関しては、同じような視点で評価するの

か、あるいは異なった評価視点で評価するのかまでは、この調査では明らかになっていない。

図1 機関別評価の評価項目（重要度別）

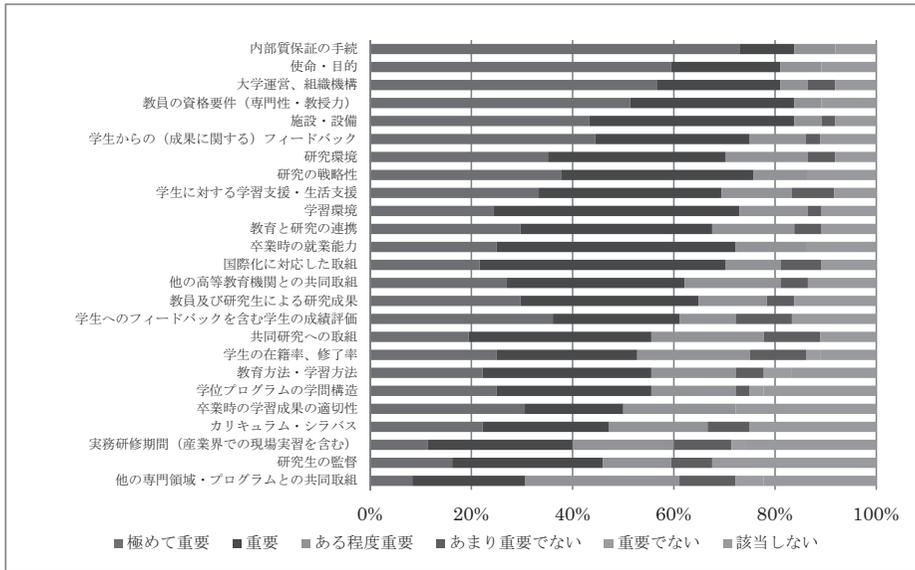
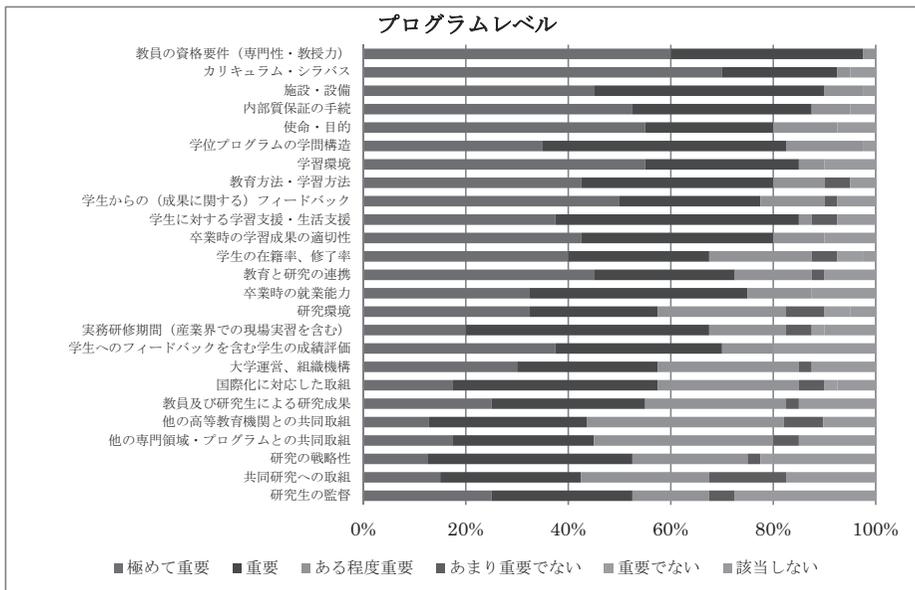


図2 プログラム別評価の評価項目（重要度別）



専門分野別認証評価の課題

専門分野別の認証評価は、今後、専門職大学院以外にも広がる可能性があるのだろうか。わが国に専門分野別評価を根付かせていくためには、前述したように、機関別評価との関係をどのように考えていくのか、整理する必要がある。つまり、実効性、効率性などの観点を踏まえて、大学評価全体の中で考えるべきであろう。しかし、認証評価制度の枠組みの中でこれを捉えると、そこには限界があるように思う。次に、専門分野別評価を実施する場合の課題を述べてみたい。

1点目は、対象とする専門分野をどこまで広げ、評価単位をどうするかという点である。つまり、すべての分野で行うのか、特定の分野に絞るのか、また、学部レベルで実施するのか、大学院レベルで実施するのかということである。現行の認証評価制度では、1分野あたり1認証評価機関の設置が求められるが、対象とする専門分野を広げすぎると認証評価機関の成り手においてかなりの困難が予想される。認証評価機関として活動していくためには、その活動を支える人材の確保及び財政基盤の確立が不可欠で、これらを整備することは容易ではない。また、学部レベル、大学院レベルいずれにおいて実施するにしても対象数が多すぎ、認証評価機関の負担がかなり重くなる。

2点目は、グローバル化の進展に伴い、専門分野によっては、特に国際的通用性、信頼性のある学位授与が求められている状況の中で、認証評価制度において、こうした国際的通用性のある評価・認証ができるかという問題である。

具体的に言えば、国際的水準との同等性を求める基準（以下、「国際基準」という。）に則して評価を行い、国際的見地から当該教育プログラムを保証⁴すること（以下、「国際認証」という。）の可能性、つまり、認証評価制度の枠組みの中で、国際基準への適合・不適合を判断することが可能かということである。

細目省令において認証評価のための基準と関連法令との適合を義務付ける認証評価では、実際の評価においても設置基準等の関連法令等の遵守状況の評価が中心に実施される。つまり、大学としての最低要件を満

たしているかどうかを中心とした評価がなされる。近年、特定の分野において教育プログラムの「国際認証」が強く求められているが、「国際基準」への適合・不適合を判断することと、大学としての最低要件の充足状況を確認し、適合・不適合を判断することは、次元の異なることであり、1つの制度の中で両者は並び立つものではない。したがって、認証評価制度において、「国際認証」に基づく評価の要素を取り入れることは考えにくいのである。仮に、取り入れたとしても、「国際基準」を満たすことは単なる努力目標となり、国際的見地からの当該教育プログラムの保証までには至らないのである。

おわりに

現在、認証評価制度において専門分野別評価として専門職大学院を対象に評価を実施しているが、以上の点から、同制度のもとで専門職大学院以外の分野で幅広く専門分野別評価を実施することはかなり難しいと思われる。

上記の「国際認証」が求められる分野、さらに質保証の社会的ニーズが高い専門分野の評価については、その必要性を認めた学協会が中心となって、認証評価制度とは別の枠組み（任意）で行われるべきであろう。

では、こうした「国際認証」が求められる分野等以外の専門分野別評価は、どう取り扱われるべきなのだろうか。そうした分野の評価は、それぞれの大学の内部質保証システムの中に組み入れるべきであろう。大学基準協会は、認証評価の第2サイクルから、内部質保証を重視する評価に転換した。「質保証の第一義的責任は大学自身にある」という基本的考え⁵に基づき、各学部、研究科で実施する教育の質の保証・向上のための仕組みを内部質保証システムに内包させることを各大学に求めた。具体的には、各学部・研究科で実施される教育・学習について、PDCAサイクル等を適切に機能させ質の向上を図り、教育・学習その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明・証明していくこと、また、こうしたシステムが継続的・恒常的に展開されることを求めたのである⁶。

専門分野ごとに行われる教育プログラムの評価は、

欧米においても「プログラム・レビュー」として内部質保証システムに内包させている。ここでイギリスの大学におけるプログラム・レビューの概要を紹介したい。例えば、ロンドン大学キングス・カレッジでは、大学が自主的・自律的に教育プログラムの検証を定期的に行うこととしている。その内容は、教育プログラムと大学の使命及び教育上の戦略との調和、教育プログラムの体系性、授業科目の内容、教育方法、成績評価方法、学生の学習成果などを、毎年、年次報告書に取りまとめる。また、5年から6年に一度、学外者を交えて、大掛かりな検証を行う。この検証にあたっては、学外者を含む約5～7名の評価者で学内に評価チームを作り、上記項目について専門的観点から評価するものである。大学によっては、その評価チームに学生が入る場合もあるという⁷。このように、プログラム・レビューは、当該大学関係者のみで実施するのではなく、学外者の意見を反映させる仕組みを構築することで、評価の客観性・透明性を確保しているのである。

大学基準協会は、2018年度から実施する第3サイクルの認証評価では内部質保証システムの有効性をより重視することとしている。そこでは、大学の内部質保証システムに責任を負い、推進していく全学的内部質保証推進組織の下、各学部、大学院研究科で実施されるPDCAサイクルが適切に機能し、当該大学の教育の質の保証、質の向上が実質化されていくことを、認証評価を通じて確認していく予定である。PDCAの「C」に相当する、前述のプログラム・レビューを実施するにあたっては、その客観性・透明性を確保していかなければならないが、その際、学外者の意見を反映させるための仕組みの構築に加え、日本学術会議が作成した「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」や学協会が作成するコア・カリキュラム等を活用していくことも考慮されてよい。

わが国における専門分野別評価をどう考えていくか。わが国の現状を踏まえると、大学が自主的・自律的に展開する内部質保証システムに内包される「プログラム・レビュー」を徹底させていくことから始めるべきと考える。

【注】

- 1 2016年3月の「細目省令」の改正では、第1条第2項第1号において機関別認証評価機関が定める評価基準に、「イ 教育研究条の基本組織に関すること」「ロ 教員組織に関すること」「ハ 教育課程に関すること」「ニ 施設及び設備に関すること」「ホ 事務組織に関すること」「ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること」「ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」「チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」「リ 財務に関すること」「ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること」の10項目について定めることを求めている。また、第1条第3項において専門職大学院認証評価機関が定める評価基準に、「一 教員組織に関すること」「二 教育課程に関すること」「三 施設及び設備に関すること」「四 前各号に掲げるもののほか、教育研究活動に関すること」の4項目について定めることを求めている。
- 2 これまでの中央教育審議会でも機関別評価と専門分野別評価の区別を明確にすべきとの意見が示されている。例えば、2012年2月13日開催の中央教育審議会大学教育部会において、濱名委員からプログラムレベルの評価とインスティテューショナルの評価の違いを整理する必要がある旨の意見が示された。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/1318724.htm (2016年7月20日閲覧)
- 3 “Quality Procedures in the European Higher Education Area and Beyond-Second ENQA Survey” European Association for Quality Assurance in Higher Education, 2008, pp47-52
- 4 医学教育の評価を実施することとしている日本医学教育評価機構 (JACME) の評価の目的は、「我が国の医学教育の質を国際的見地から保証することによって、医学教育の充実・向上を図り、我が国の保険、医療、福祉、衛生、並びに国際保険に貢献するため、医学部・医科大学等における建学の理念を

確認するとともに、世界医学教育連盟（WFME）の国際基準をふまえて医学教育プログラムを公正かつ適正に評価する」と定めている。日本医学教育評価機構ホームページ（<https://www.jacme.or.jp>）参照。

- 5 国際的質保証ネットワーク（INQAAHE）は、質保証機関のガイドライン“Guideline of Good Practice in Quality Assurance” INQAAHE, 2007 p8において、「外部質保証機関は、高等教育機関及びそのプログラムの質およびその保証は、高等教育

機関自身がその第一義的責任を負うことを理解していること。」と定めている。

- 6 「大学評価ハンドブック（申請大学用・評価者用）」
大学基準協会、平成28年4月、p4
- 7 工藤・砂田「イギリスにおける質保証の取組みに関する報告」『内部質保証システムの構築—国内外大学の内部質保証システムの実態調査（平成20年度文部科学省大学評価研究委託事業）』大学基準協会、2009年、p165